

NPO・市民活動団体のみなさま

団体広報紙を 設置しませんか？



市役所内に団体の広報紙を設置することができます。
情報発信・PR にぜひご活用ください！

設置できる
団体

スクラムは〜と登録団体

★東大阪市市民活動情報サイト「スクラムは〜と」登録が条件となります
未登録の方はまず「スクラムは〜と」への登録を行ってください

設置できる
広報紙

団体紹介リーフレットやニュースレターなど
団体の活動を紹介・促進する内容の広報紙
(※イベントのチラシは除く)

設置場所

東大阪市役所 本庁舎 5階
NPO・市民活動情報コーナー



設置期間

4月1日～翌年3月31日まで
(※申込多数の場合は3ヶ月ごとに入れ替え)

申請の手順

- ①広報紙の見本と裏面（所定様式）を提出
- ②市役所より承認（又は不承認）の通知
- ③承認後、広報紙を持参又は郵送（最大50部まで）

！すでに広報紙を設置している団体で、翌年度もひきつづき設置を希望される場合は、
あらためて申請書をご提出ください。

【問い合わせ先】

東大阪市役所 市民生活部
地域活動支援室

TEL 06-4309-3161

FAX 06-4309-3812

メール chiikikatsudo@city.higashiosaka.lg.jp

■市民活動情報サイト「スクラムは〜と」（イメージ）



広報紙設置には「スクラムは〜と」への登録が必要です

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)東大阪市長

NPO・市民活動団体広報紙設置申請書兼同意書

東大阪市 NPO・市民活動団体広報紙設置要綱に同意するとともに、広報紙の設置について申請します。

団体名 _____

代表者 _____ 印

団体 情報	(フリガナ) 団体名	
	所在地	
	代表者氏名	
	電話番号	
	活動概要 (簡潔に)	
連絡者 情報	氏名	
	住所	
	電話番号	
	団体との関係	
広報紙 情報	希望設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	希望設置部数	部

市使用欄

受付印

備考	登録番号	受付者	
----	------	-----	--

(利用上のご注意)

【設置できる団体】

東大阪市市民活動情報サイトに登録した団体

【設置する広報紙】

申請時に添付した広報紙

【設置場所】

東大阪市役所本庁舎5階 NPO・市民活動団体広報紙設置ラック